



「建設総合統計」の遡及改定に伴う対応予定について

令和4年8月5日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

令和4（2022）年8月5日、国土交通省において、「建設工事受注動態統計調査」の不適切処理に係る「建設総合統計」の遡及改定値が公表された¹。

国民経済計算においては、この遡及改定値を令和4（2022）年8月15日公表予定の「2022年4－6月期四半期別GDP速報（1次速報値）」に反映させる²。

（以上）

¹ <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001494542.pdf>

² 国民経済計算では、コモディティ・フロー法における建設部門の平成30（2018）年以降の推計において「建設総合統計」の工事出来高の伸び率を用いていることを踏まえ、平成30（2018）年まで遡って反映させる（第三次年次推計の対象年である平成30（2018）年については供給・使用表（SUT）の枠組みを活用したコモディティ・フロー法と付加価値法等の推計値の統合を行う）。なお、ストック推計等への反映については、本年末から来年初に公表予定の「2021年度（令和3年度）国民経済計算年次推計」において反映する。